

## 函館市家庭用電力測定器貸出要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民の省エネルギー活動を促進し、本市の家庭部門における温室効果ガスの排出削減を図ることを目的として、家庭内における電力使用量等を測定および表示ができる機器（以下「電力測定器」という。）の貸し出しについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出要件)

第2条 電力測定器の貸し出しを受けることができる者は、市内の自ら居住する住宅に電力測定器を設置しようとする個人であって、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 電力会社との間に当該住宅に係る電気の供給契約を結んでいる者またはその者と同一の世帯に居住している者であること。
- (2) 自己の責任において電力測定器の設置、撤去および操作が行える者であること。

(貸出数量)

第3条 電力測定器の貸出数量は、前条に規定する貸出要件を満たす者の属する世帯につき、それぞれ次の各号に掲げる台数までとし、市が所有する台数の範囲において貸し出すものとする。

- (1) 住宅全体の電力使用量を測定する分電盤設置型の電力測定器 1台
- (2) 家電製品毎の電力使用量を測定する家電製品型の電力測定器 2台

(費用負担)

第4条 電力測定器の貸出は、無償とする。ただし、電力測定器の設置および撤去に伴う費用は、貸し出しを受ける者（以下「モニター」という。）の負担とする。

(申請)

第5条 電力測定器の貸し出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、函館市家庭用電力測定器貸出申請書（別記様式）により市長に申請するものとする。

(貸出決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、貸出しを行うものとする。

(貸出期間)

第7条 電力測定器の貸出期間は、貸し出しを受けた日から4月以内で市長が別に定める期間とする。

(管理)

第8条 モニターは、電力測定器を適切な管理のもと取り扱い、設置、撤去および使用にあたっての事故等については、自己の責任において処理するものとする。

(貸出決定の取消し)

第9条 市長は、モニターが電力測定器を第1条に規定する目的以外に使用したとき、または第三者に転貸したときは、その貸し出しの決定を取り消すことができる。

(返却)

第10条 モニターは、次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定にかかわらず、速やかに電力測定器を市に返却しなければならない。

(1) 第2条に規定する貸出要件を満たさなくなったとき。

(2) 前条の規定により貸し出しが取り消されたとき。

(損害賠償)

第11条 市長は、モニターが故意または重大な過失により電力測定器を亡失し、または破損したときは、モニターの負担において原状に復して返還させることができる。

(実績報告)

第12条 モニターは、電力測定器の返却と同時に、市長が別に定める様式により電気使用量等の実績を報告しなければならない。

(データの提供)

第13条 市長は、モニターに対し、必要に応じて省エネルギー効果等に関するデータの提供を求めることができる。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別記様式（第5条関係）

## 函館市家庭用電力測定器貸出申請書

年 月 日

函館市長様

函館市家庭用電力測定器貸出要綱第5条の規定に基づき、電力測定器の貸し出しについて、下記のとおり申請します。

記

申請者	ふりがな		
	氏名		
	住所	〒 函館市	
	電話番号	(自宅) — (携帯) — —	
	その他の連絡先 ※平日の日中に上記の電話番号で連絡が困難な場合は、連絡が可能な先を右欄にご記入ください。	連絡先名称	連絡先電話番号 — —
住居形態	戸建住宅・集合住宅・店舗兼用住宅・その他（ ）		
居住人数	人世帯		
貸出機器	分電盤設置型 台	家電製品型 台	

以下、市役所記入欄

貸出期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
機器 No.	分電盤設置型 No.	家電製品型 No.	
返却日	年 月 日		